

日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について

【外務省・農林水産省・水産庁・海上保安庁】

提案の内容

- 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること
- それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること
- 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること

【現状と課題】

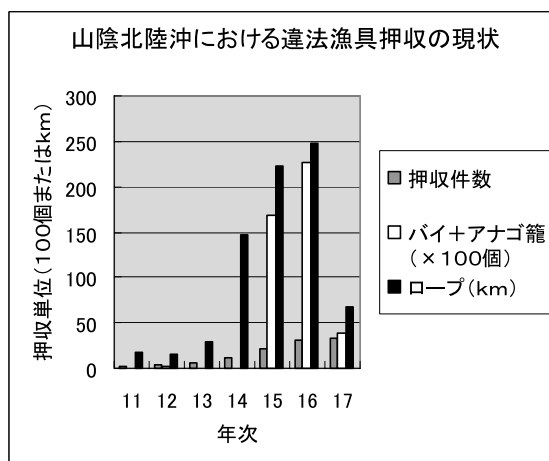
○ 日韓漁業交渉の経過

- ・平成17年5月から昨年7月までの間、日韓両国政府による水産資源協議が5回開催され、暫定水域を含む日本海における水産資源の共同管理について議論されたが、韓国側の極めて消極的な姿勢により、進展が見られていない。
- ・平成18年12月の日韓漁業共同委員会において、両国漁業団体間の民間協議に対し、両国政府の関与を高めることに合意、本年2月以降、新たに、浜田沖暫定水域の操業秩序やベニズワイガニの資源管理に関する協議などを開始。

○ 違法操業の実態

- ・平成17年の違法漁具押収量は減少したものの、韓国漁船の違反操業は年々悪質化・巧妙化し、依然として後を絶たない。本年3月には、本県沖合の領海内で海上保安部が6隻の韓国違反船を現認。海上保安庁と水産庁が連携し、うち4隻を同時検挙。
- ・暫定水域で操業してきた本県のベニズワイガニ漁船は韓国漁船に漁場を追われ、経営が悪化している。

ベニズワイガニ漁獲量 H10; 約6,200 t → H17; 約4,300 t



【本県の取組状況・方針】

- 山陰沖を漁場としている島根・鳥取・兵庫の3県が連携してほぼ毎年東京で協議会を開催し、各県の自民党国会議員、関係省庁に対して、本県提案事項の実現について要請を行っている。
- 本年2月から、政府が強く関与した民間協議が開始されたことから、その状況を注視するとともに、国に対し必要な働きかけを行って行く。
- 違反操業船の取締にあたっては、本県取締船も水産庁・海上保安庁と連携し、監視・取締を強化している。
- 平成17年3月の「竹島の日」条例制定を契機に啓発活動を活発し、外交交渉に向けた働きかけを強化していく考えである。



【提案・要望の効果】

- EEZ並びに暫定水域内の資源回復が図られ、漁場が確保され漁獲量の増大につながる。
- 違反操業による不法漁具設置の防止により、漁具切断被害が軽減され、併せて安全な操業が確保され、安定した漁獲量の確保が可能となる。
- 安全で安定した操業の確保により、漁業経営の安定が図られ、経営拡大も期待される。